

令和3年度 第2回静岡県教育振興基本計画推進委員会

令和3年11月22日(月)
午後2時から4時まで
県庁西館4階第一会議室A, B, C

次 第

1 開会

- (1) 矢野委員長挨拶

2 議事

- (1) 静岡県教育振興基本計画(2018年度～2021年度) 2021年度評価書修正案
- (2) 次期教育振興基本計画(令和4年度～7年度)素案
- (3) その他

3 閉会

静岡県教育振興基本計画推進委員会 委員一覧

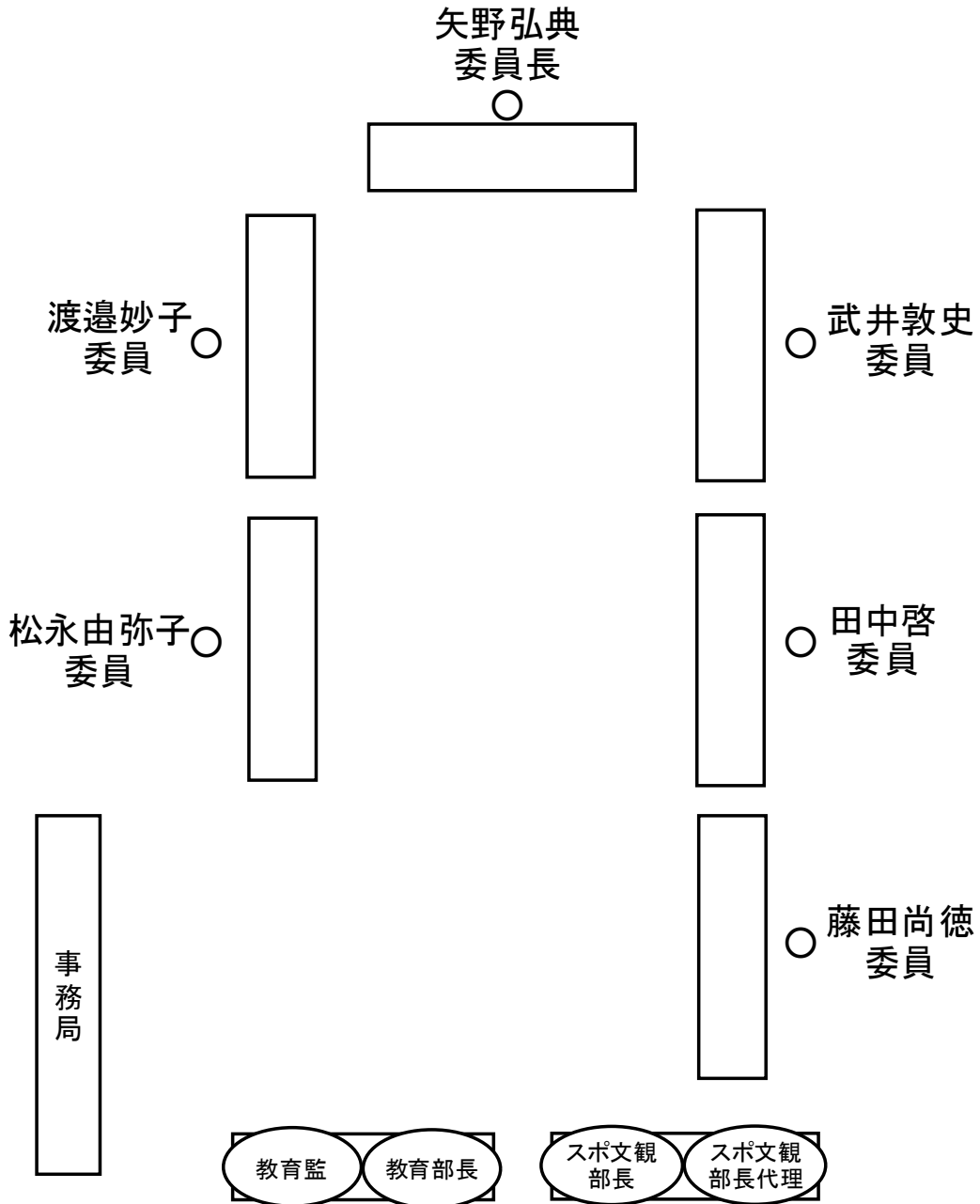
(委員長、以下 50 音順、敬称略)

氏 名	役 職
やの ひろのり 矢野 弘典 (委員長)	(一社) ふじのくにづくり支援センター理事長
たけい あつし 武井 敦史	静岡大学大学院教育学研究科 教授
たなか ひらき 田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授
ふじた ひさのり 藤田 尚徳	株式会社なすび 専務取締役
まつなが ゆみこ 松永 由弥子	静岡産業大学スポーツ科学部 教授
わたなべ たえこ 渡邊 妙子	(公財) 佐野美術館 理事長

令和3年度 静岡県教育振興基本計画推進委員会 座席表

日時 令和3年11月22日(月)午後2時～4時

場所 県庁西館4階第一会議室A, B, C



令和3年度第1回県教育振興基本計画推進委員会（9/22開催） 意見対応表（2021年度評価書（案））

委員	意見	評価書案	対応	担当課
田中委員	総括的評価には、全ての小柱レベルで進捗状況や成果・課題を出していかないと次の計画につながらない。	P9～26	・小柱レベルで進捗状況や成果・課題が記載されていない箇所の記載内容を修正する。	総合教育課 教育政策課
	総括的評価に評価・課題と方向性が書かれていて、個別の取組の評価では該当する記述がないものがあるので、総括的評価と各論が対応する記述にしてほしい。	P9～26 各章	・総括的評価と個別の取組の評価の整合がとれるように記載内容を修正する。	総合教育課 教育政策課
	総括的評価で、複数の小柱をまとめて説明している箇所があるが、4年間の計画の総括なので、小柱ごとに丁寧に記載し、次の計画につなげていくことが必要である。	P9～26	・小柱ごとに総括的評価を記載していくように改める。	総合教育課 教育政策課
	「県立中央図書館の整備と機能の充実」では、県立中央図書館の整備そのものの取組がどうなっているかをきちんと書き込まないと4年間の評価にならない。	P35	・各章の評価 1-1-(2) 施策イ「県立中央図書館の整備と機能の充実」に中央図書館の整備の取組について記載を追加する。	教育政策課 社会教育課
松永委員	総括的評価の方向性の記載内容について、国の新しい教育の在り方をなぞった印象があるので、これまでの静岡県の進捗状況を見た上での方向性の記載が必要である。課題までを丁寧に記載して今後の参考にするという書き方でもよいが、評価で終わるのが建設的でないということであれば、現状に基づいた方向性の記載にしてほしい。	P9～26	・より静岡県の進捗状況に基づいた評価・課題、方向性となるように記載内容を修正する。	総合教育課 教育政策課
	地域の教育力という観点からは、公教育を公立学校で支えていくということは大切なことである。そういう課題について、「学びを支える魅力ある学校づくりの推進」の中で、小・中だけでなく、高校も含めて言及できるとよい。	P14	・総括的評価を「地域や社会に開かれ、地域とともにある公立学校づくりの推進」に修正して記載する。	教育政策課 高校教育課
	特別な支援が必要な子供や県民、困りごとがある方に対する学習支援は、福祉との連携が非常に重要である。そういう意味で、福祉行政等との連携に関する記述は強調してほしい。	P16	・総括的評価を「医療、福祉、教育、労働等、関係する支援者間での情報の共有と、それぞれの専門性を生かし連携した取組の推進」に修正して記載する。	教育政策課 特別支援教育課

ふじのくに「有徳の人」づくり大綱及び教育振興基本計画の策定

1 趣旨

「ふじのくに「有徳の人」づくり大綱」（以下「大綱」という。）と教育振興基本計画（以下「計画」という。）が最終年度を迎えたことから、本年度中に新たな大綱と計画を策定する。

2 大綱（素案）のポイント

(1) 本県教育の基本理念

- ・現大綱の基本理念を承継した上で、SDGsの理念を強調
「有徳の人」の育成 ～誰一人取り残さない教育の実現～

(2) 有徳の人の捉え方

- ・有徳の人の具体的人物像である「才徳兼備」を用いて再整理
 - 知性・感性・身体能力など、自らの個性に応じて「才」を磨き、自立を目指す人
 - 多様な生き方と価値観を認め、自他を大切にしながら「徳」を積む人
 - 「才」を生かし「徳」を積み、社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人

3 計画（素案）のポイント

(1) 策定の基本的な考え方

- ・施策を進める上での共通の視点を記載した上で、施策を大柱、中柱、小柱で分類
- ・小柱ごとに「現状と課題」、「目標」、「成果指標」、「活動指標」、「取組の展開」、「主な取組」を記載（「目標」、「成果指標」、「活動指標」を次期計画から新たに記載）
- ・小柱ごとに成果指標、「取組の展開」ごとに活動指標を設定し、客観的・定量的に評価

(2) 施策体系

- ・現計画の3つの基本方向（大柱）は維持し、9つの重点取組（現計画は10）に再構築
- ・社会情勢の変化を踏まえ、多様性を尊重する教育や生涯教育を第2章の中柱に位置付け
- ・いじめ・不登校、困窮等のほか、ヤングケアラー等の新たな課題への対応を含め1つの中柱に統合し第2章に位置付け
- ・グローバル人材や地域の担い手の育成等の取組を1つの中柱に統合し第2章に位置付け
- ・自他の安全を守る人材と環境保全を支える人材の育成をそれぞれ小柱として独立

<大柱>

- 第1章 「文・武・芸」三道の鼎立の実現
- 第2章 多様な人材を育む教育環境の実現
- 第3章 地域ぐるみ、社会総がかりの教育の実現

4 今後のスケジュール（案）

- 12月 12月議会常任委員会（文化観光・文教警察）での大綱・計画素案の審議
- 12月～1月 大綱及び計画の素案に関するパブリックコメント
- 1月18日 総合教育会議における大綱・計画素案の協議
- 2月 実践委員会における大綱・計画案の協議
- 3月 2月議会常任委員会（文化観光・文教警察）での大綱・計画案の審議
総合教育会議における大綱・計画案の協議
大綱・計画の公表

次期県教育振興基本計画の構成（素案）

1 計画の策定にあたって

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の位置付け
- (3) 計画の期間

2 本県教育を取り巻く現状と課題

- (1) Society5.0時代の到来
- (2) 人口減少の加速と人生100年時代の到来
- (3) 家族形態・地域コミュニティの変化
- (4) 多様性に対する意識の高まりや社会問題の多様化
- (5) 国際的社会課題への関心の高まり
- (6) リスクの深刻化や自然災害の激甚化・頻発化
- (7) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学習環境の変化
- (8) 社会変化に応じた学校づくりや学校のガバナンス・コンプライアンス強化の必要性増大

3 基本方針

- (1) 基本理念
- (2) 施策を進める上での共通の視点
 - ア SDGsの推進
 - イ ICTや先端技術を活用した新たな学びの提供
 - ウ 学びの可視化と質の保障
 - エ 地域社会との連携

4 施策体系

5 「有徳の人」の育成に向けた重点取組

- 方針1 「知性」・「感性」を磨く学びの充実
- 方針2 「技芸を磨く実学」の奨励
- 方針3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進
- 方針4 多様性を尊重する教育の実現
- 方針5 グローバル・グローバル人材の育成
- 方針6 高等教育の充実
- 方針7 生涯を通じた学びの機会の充実
- 方針8 社会とともにある開かれた教育行政の推進
- 方針9 地域ぐるみの教育の推進

6 施策の方針と主な取組

- 第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現
- 第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現
- 第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現

7 計画の推進

- (1) 計画の進行管理
- (2) 社会総がかりの取組の推進

静岡県教育振興基本計画の概要 (素案)

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

- 本県では、2018年3月に策定した「静岡県教育振興基本計画」(以下「前計画」という。)に基づき、知事部局と教育委員会が連携して、教育行政を計画的、総合的に推進してきた。
- 前計画の計画期間が2021年度までであることから、社会変化や新たな教育課題を踏まえ、「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」との整合を図りながら、新たな「静岡県教育振興基本計画」(以下「本計画」という。)の策定を行った。

(2) 計画の位置付け

- 本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられる。
- 静岡県の新ビジョンの分野別計画に位置付けられる。

(3) 計画の期間

- 静岡県の新ビジョン 後期アクションプランと合わせ、2022年度から2025年度までの4年間とする。

2 本県教育を取り巻く現状と課題

(1) Society5.0時代の到来

- 高度化した技術の活用で社会や生活が大きく変わる時代が到来すると予想されている。
- 生涯を通じて新たなことを学び、予測できない変化を前向きに受け止め、新たな価値の創造に挑んでいく力が求められる。また、子どもの頃から、創造性を養うことが不可欠となる。
- 子どもから大人まで、より良い社会と幸福な人生を自ら作り出していくための学びが必要である。

(2) 人口減少の加速と人生100年時代の到来

- 県内の子どもの数が将来にわたって継続的に減少していくことが予想され、学校においては、児童生徒数の減少を見据えた教育の質の維持・向上が求められる。
- 長寿社会を迎え、若者から高齢者まで、全ての人が元気に活躍し続け、安心して暮らせる社会が求められる。長い人生をより充実したものにする基盤となる生涯にわたる学習が重要である。

(3) 家族形態・地域コミュニティの変化

- 家庭内で子どもにかかわる大人や時間が減っており、子どもたちの学習習慣や生活習慣を定着させる基礎となる家庭での教育を支えていくことが必要である。
- 幼少期の生活体験、地域の大人との関わりや子ども同士の遊びの機会が減少しており、地域の教育力の向上が必要である。子どもを抱える世帯が社会的に孤立し、支援が届きにくくなる場合もあり、地域の実情に応じた支援が求められる。

(4) 多様性に対する意識の高まりや社会問題の多様化

- 様々な生活の場面で困難に直面している人がいるほか、人権侵害が社会問題となっている。
- 学校現場においても、社会的課題が顕在化しており、求められる支援は多様化している。
- 多様性を理解する人権意識や道徳心を育む取組が不可欠となっている。学校教育に馴染めない児童生徒や外国人児童生徒等の学びの機会を確保するためのきめ細かな支援も求められる。

(5) 国際的課題への関心の高まり

- SDGsは、国のみならず、地方自治体、企業、NPO等でも取組が進んでいる。
- 地球規模の諸課題を県民一人ひとりが自らの課題として捉え、責任ある行動をとることが不可欠である。学校現場においては、自ら考え行動する力を養う学習機会の提供が必要である。

(6) リスクの深刻化や自然災害の激甚化・頻発化

- これまでの取組の課題や教訓を踏まえ、新たなリスクの発生など社会環境の大きな変化が起きた際にも経済活動や教育活動を両立していく備えが必要である。
- 災害の激甚化や頻発に対する懸念が高まっており、県民の防災や共助に対する知識や意識を更に高めていくことが必要である。
- 学校においては、児童生徒の安全・安心を守るため、継続的な安全・防犯対策が求められる。

(7) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学習環境の変化

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ICTを活用した学習環境の整備が急速に進んだが、学びでは、対面とオンラインの効果的な組合せのほか、情操教育も必要である。
- ICTによる新たな広がりも期待され、教育内容の充実に向けた効果的な活用も求められる。

(8) 社会変化に応じた学校づくりや学校のガバナンス・コンプライアンス強化の必要性増大

- 社会変化に的確に対応しつつ、持続的で魅力ある学校教育を実現していく必要がある。
- 教職員の役割も多様化・高度化しており、教職員の多忙化解消と資質向上が求められる。

3 基本方針

(1) 基本理念

「有徳の人」の育成 ～誰一人取り残さない教育の実現～

- 目指すべき人物像と「有徳の人」づくり宣言を県民の皆様と共有し、本県の未来を担う人材を育成していく。

「有徳の人」とは、

- 知性・感性・身体能力など、自らの個性に応じて「才」を磨き、自立を目指す人
- 多様な生き方と価値観を認め、自他を大切にしながら「徳」を積む人
- 「才」を生かし「徳」を積み、社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人

「有徳の人」づくり宣言

- 誰一人取り残さない教育を実現し、気品をたたえ、調和した人格をもち、また、「富士」の字義にふさわしい物と心の豊かさをともに実現する「有徳の人」を育成するため、
- 一、「文・武・芸」三道の鼎立を実現します。
 - 一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します。
 - 一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現し、「才徳兼備」の人づくりを進めます。

(2) 新たな時代に求められる教育施策

- 加速する社会変化を柔軟に受け止め、地球規模の諸課題も自らの課題として考え、人それぞれに異なる価値観や特性などの多様性を尊重しながら、コミュニケーション力を発揮し、協調して新たな価値を創造できる力を育む教育の推進

(3) 施策を進める上での共通の視点

ア SDGsの推進

- 持続可能な社会の担い手の育成という視点では、教育がSDGs推進の全ての基礎となる。
- 本県は、「SDGsのモデル県」を目指している。教育の基本理念を「有徳の人」の育成～誰一人取り残さない教育の実現～としており、SDGsの推進は全施策に共通する視点である。

イ ICTや先端技術を活用した新たな学びの提供

- Society5.0時代を見据え、ツールとしてのICTの活用に限らず、ICTや先端技術の活用を前提とした新たな学びへと進化を図る必要がある。
- 今後も急速な進展が見込まれる技術革新の教育分野への導入に向けた不断の改善や改革を加えながら、取組を進めていく必要がある。

ウ 学びの可視化と質の保障

- 先端技術や教育データの活用を促進する基盤の整備を進め、可視化された客観的なデータに基づく指導方法の改善や児童生徒一人ひとりに合った学習方法の選択等につなげていくことが求められる。
- 若手教員を含めた教員の授業力の向上のため、授業動画の共有化など授業づくりを可視化する取組を進める必要がある。

エ 地域社会との連携

- 子どもの成長過程での地域との関わりや地域に根ざした探究学習の必要性等が指摘されており、こうした取組は、地域との連携により教育効果を高めることが期待される。
- 学校をはじめ、学校外の多様な主体が、地域の子どもは地域の大人が育てるという意識を高め、社会総がかりで教育に継続して関わっていく仕組みを構築していくことが重要である。

(4) 施策体系

基本方向1 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

- 重点取組1 「知性」・「感性」を磨く学びの充実
- 重点取組2 「技芸を磨く実学」の奨励
- 重点取組3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

基本方向2 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

- 重点取組4 多様性を尊重する教育の実現
- 重点取組5 グローバル・グローバル人材の育成
- 重点取組6 高等教育の充実
- 重点取組7 生涯を通じた学びの機会の充実

基本方向3 社会総がかりで取り組む教育の実現

- 重点取組8 社会とともにある開かれた教育行政の推進
- 重点取組9 地域ぐるみの教育の推進

4 「有徳の人」の育成に向けた重点取組

重点取組1 「知性」・「感性」を磨く学びの充実

- 子どもの実態に応じたきめ細かい指導・支援の実践やICTを効果的に活用した学びの質の向上を図る。また、生涯にわたり人格形成の基礎を培う幼児教育の質の向上や読書習慣の確立など、感性を磨き表現力を高め人生をより豊かにする学びの充実を図る。

重点取組2 「技芸を磨く実学」の奨励

- 子どもたちの社会的・職業的自立に向けた教育を推進する。また、アスリートの発掘・育成や競技力向上に取り組むとともに、スポーツや健康教育を通じた県民の健康増進を図る。さらに、本県の文化的魅力の向上や次代への郷土の歴史・文化の継承を図る。

重点取組3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

- 高等学校の魅力化・特色化とともに、教員の資質向上や多忙化解消、学校施設の安心・安全の確保等の取組を総合的に進め、学びを支える魅力ある学校づくりを推進する。

重点取組4 多様性を尊重する教育の実現

- 他者への共感や思いやりを持つ態度の育成とともに、増加する外国人児童生徒の文化等に関する相互理解や教育環境の整備を図る。また、全ての子どもが家庭環境等に左右されない学習機会の提供、特別な支援が必要な児童生徒の実態に応じたきめ細かい教育を推進する。

重点取組5 グローバル・グローバル人材の育成

- グローバルな視点を持ち、国際社会や地域に貢献できる人材を育成するとともに、持続可能な県土づくりに向け、地域の企業や大学等と連携し、地域社会や地域産業の担い手となる人材を育成する。

重点取組6 高等教育の充実

- 高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元とともに、高等学校と大学との連携による学習及び研究の促進を図る。

重点取組7 生涯を通じた学びの機会の充実

- 人生100年時代を見据え、県民が生涯にわたり学び続けられる環境づくりを推進する。

重点取組8 社会とともにある開かれた教育行政の推進

- 総合教育会議や移動教育委員会等の仕組みを活用して地域住民の多様な意見やニーズを反映し、より地域の実態に即した教育行政を推進する。また、県と市町、地域との連携・協働の下、地域の特徴を生かした教育に取り組む。

重点取組9 地域ぐるみの教育の推進

- 学校と家庭・地域が一体となって教育課題の解決につなげるとともに、地域ぐるみで子どもたちを育む環境づくりに取り組む。また、地域の特性に応じ、子育てや子どもの学びの応援、青少年の健全育成に向けた環境整備を推進する。